

## 有償ロッカー貸与規約書

### ●貸ロッカー

- ・利用対象者は、1回生を最優先とします。
- ・1回生募集終了後の残数につきましては、2回生以上の募集開始後、先着順とします。

### ●利用方法

- ・お一人様、1個の年間契約利用に限ります。
- ・施錠につきましては、利用者各自で「鍵」を用意するものとします。ただし、大・中ロッカーは鍵を貸与します。万が一、紛失・破損・盗用された場合は、実費負担していただきます。
- ・生協購買店舗でも「鍵／ダイヤル式」の販売をしています。
- ・現金、貴重品、危険物、生物の保管は禁止します。
- ・利用者の責に帰する破損、損傷は、速やかにご報告ください。現状に回復する費用を負担していただきます。

### ●利用料金（税込）

	小ロッカー	中ロッカー	大ロッカー
利用料金（税込）	2,500円	3,700円	6,200円
内サイズ（mm）	263×342×532	266×468×817	266×468×1668

### ●利用期間

- ・利用期間は、毎年4月1日から翌年3月初旬までとします。
- ・利用期間最終日は、毎年利用申込書に記載します。
- ・月毎・日毎の利用はできません。

### ●利用申込方法等

- ・利用者の募集は毎年12月から行います。募集期間内に所定の申込書をご提出ください。
- ・新入生は最優先に契約します。
- ・在校生の申込は、一定数を先着順に受け付けます。
- ・年度の途中で空きが出た場合は、その都度、同様に募集します。
- ・申込完了後、利用できるロッカー番号札をお渡しします。

### ●利用料金の還付

- ・納付済みの利用料金は、原則として還付しません。ただし、次の場合は、残りの利用期間にあたる金額を還付します。
  - +利用の許可を受けた者の責めに帰することができない事由により利用ができなかったとき
  - +退学をしたとき
- ・利用料金は1ヶ月当たり、小ロッカー400円、中ロッカー600円、大ロッカー1,000円とし、利用月数を差し引いた残金を返金します。

### ●利用の終了について

- ・利用期間が終わるまでに、現状に回復してロッカーを空け渡してください。

### ●利用期間経過後の処理について

- ・利用期間を超え、なお貸ロッカーを返還しないときは、当方において貸ロッカーを開函し、収容品を当方所有の場所に移し、その翌日から数えて10日間保管します。10日を経過して、収容品のお引取りがない場合には、利用者が収容品に対する権利を放棄したものとみなし、収容品を処分いたします。
- ・中・大ロッカーについても同様とし、鍵の返却がない場合は、交換代金7,000円を利用者にご請求いたします。

#### ●利用者の賠償責任

- ・利用者が、貸ロッカーを破損した場合又は他の貸ロッカー内の収容品に損害を与えた場合等の当生協又は第三者に与えた損害は、利用者に賠償していただきます。

#### ●当生協の賠償責任

- ・貸ロッカーの収容品に滅失又は棄損等の障害が生じたときにも、当生協はその賠償責任を負わないものとします。
  - +現金、貴重品、危険物、生物などの保管禁止品に損害を受けた場合
  - +鍵の紛失及び盗用により使用者が損害を受けた場合
  - +使用者の誤施錠等、貸ロッカーの誤使用による場合
  - +天災、事変、その他不可抗力による場合
  - +その他当生協の責に帰さない場合
- ・収容品の滅失または棄損等の損害について当生協に責任がある場合、当生協がお支払いする損害賠償限度額は「3万円以下」とします。

#### ●お問い合わせ連絡先

- ・大阪教育大学生生活協同組合 総務部 代表電話 072-976-3636

(付則)

施行日 2008年12月1日  
改訂日 2010年12月1日  
2011年12月1日  
2015年1月1日  
2020年4月1日(予定)